

令和5年第1回川西町 議会定例会会議録

令和5年3月22日 水曜日 午前10時45分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 寒河江 司

出席議員（12名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀 秀夫 君	11番 高橋 輝行 君
13番 寒河江 司 君	14番 鈴木 幸廣 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
危機管理主幹 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 長 新野 勝廣 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君
財政主査 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 4 号)

令和5年3月22日 水曜日 午前10時45分開議

- 日程第 1 議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定についてから議第25号 字
の区域及び名称の変更についてまでの付託議案の審査報告について
(総務文教常任委員会委員長)
(産業厚生常任委員会委員長)
- 日程第 2 議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてから議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算ま
での付託議案の審査報告について
(予算特別委員会委員長)
- 日程第 3 議第37号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結につ
いて
- 日程第 4 議第38号 令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結につ
いて
- 日程第 5 置賜農業高等学校存続に関する特別委員会報告
(置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長)
- 日程第 6 主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会報告
(主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長)
- 日程第 7 中心市街地活性化調査特別委員会報告
(中心市街地活性化調査特別委員会委員長)
- 日程第 8 発議第1号 川西町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 日程第 9 発議第2号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 発議第3号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回川西町議会定例会第22日目の会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定についてから議第25号 字の区域及び名称の変更についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定についてから議第25号字の区域及び名称の変更についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該8議案については、本定例会第1日目の3月1日本会議において総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査と経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私より、令和5年3月1日、第1回川西町議会定例

会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程。

2、議案説明のため当局より出席した者は、記載のとおりであります。

3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について。

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度について、全国共通の規程が令和5年4月1日から適用されることとなった。これに伴い、法で委任された事項並びに条例で定めることが認められた事項を規定する新たな条例を制定する旨の説明を受けた。

(2) 議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について。

いじめ防止等のための対策について、基本理念及び基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための条例を制定する旨の説明を受けた。

(3) 議第23号 置賜広域行政事務組合同規約の一部変更について。

第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画については、令和4年度をもって計画期間の満了を迎えるが、置賜定住自立圏の形成に伴い次期計画を策定しないことにより、置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について、本議案について、総務文教常

任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長島貫 偕君。

5番島貫 偕君。

(産業厚生常任委員会委員長 島貫 偕君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会付託議案審査報告を申し上げます。

令和5年3月1日、第1回川西町定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1番の審査日程はご覧のとおりです。記載のとおりです。

2番、3番も記載のとおりです。

4番、付託された議案についての質疑及び意見の結果。

(1) 議第17号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえ、民法の懲戒権に関する規定が削除されたため、懲戒に係る権限の濫用を規定する条を削除する旨の説明を受けた。

(2) 議第18号 川西町子ども・子育て会議条例及び川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

こども家庭庁の設置による子ども子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整備する旨の説明を受けた。

(3) 議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

裏面です。

消防演習で消火栓を使用する際の立会いについて、町長が指定する町職員から町長が指定する者に改める旨の説明を受けた。

立会人を指定する場合は、複数人、選任できるなど、申請団体に配慮するよう意見を付した。

(4) 議第24号 字の区域及び名称の変更について。

高山地区基盤整備事業における字界変更で再編された字に統一する旨の説明を受けた。

(5) 議第25号 字の区域及び名称の変更について。

こうずく地区基盤整備事業における字界変更で再編された字に統一する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第17号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第18号 川西町子ども・子育て会議条例及び川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第24号 字の区域及び名称の変更について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第25号 字の区域及び名称の変更について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該16議案については、本定例会第6日目の3月6日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月6日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）、議第3号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）、議第8号 令和5年度川西町一般会計予算、議第9号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 令和5年度川西町下水道事業特別会計予算、議第11号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第12号 令和5年度川西町介護保

険事業特別会計予算、議第13号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算、以上16議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された16議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

以上の状況につきましては、議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）、議第3号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）、議第11号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算、以上11議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 令和5年度川西町一般会計予算、議第9号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 令和5年度川西町下水道事業特別会計予算、議第12号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第13号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上5議案につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の経過における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、この実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力いただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町特別職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年度各会計補正予算6議案及び令和5年度川西町各会計予算7議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第9号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第3号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第8号 令和5年度川西町一般会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第9号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第10号 令和5年度川西町下水道事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第11号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第12号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第13号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第37号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託契約
の締結について

○議長 日程第3、議第37号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第37号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、内谷農地林務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、説明いたします。

議第37号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結について、山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱に基づき申請した令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業について、下記のとおり委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託。
- 2、契約の方法、山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱による契約。
- 3、契約の金額、金1億7,084万4,880円。
- 4、契約の相手方、山形市松波2丁目8番1号、山形県知事、吉村美栄子。

令和5年3月22日提出、川西町長名です。

裏面をご覧ください。

なお、提案理由につきましては町長が申し上げましたので、そのとおりでございます。

それでは、2枚目をご覧くださいと思います。

仮契約書となります。

事業の名称、令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業。

期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

契約料、金1億7,084万4,880円、うち、消費税及び地方消費税の額1,553万1,352円。

契約保証金、免除。

頭書事業について、委託者、川西町長、原田俊二と、受託者、山形県知事、吉村美栄子は、次の条項により受委託契約を締結する。

なお、以下の条文につきましては省略させていただきますが、裏面の第12条をご覧くださいというように思います。

効力の発生です。

この契約は、この契約締結後における最初の川西町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

令和5年3月22日、委託者、川西町長、受託者、山形県知事でございます。

3枚目を見ていただきたいと思います。

3枚目は、災害復旧及び農業用施設災害関連事業（ため池）の工程計画でございます。

鏡沼地区の災害復旧事業につきましては、3つに区分されております。

1つ目が、大光院堤1号本体の災害復旧工事で、令和4年度に実施設計を行ってございまして、2年目につきましては、堤体の復旧工事が令和5年度、また、残った工事と湛水試験工事が令和6年度に行われる計画でございます。

2つ目が、災害復旧事業に該当しないが、一体として改良工事が可能なものです。これは、洪水吐きの改修工事がこれに当たりまして、令和5年度に行われます。

3つ目が、新八堤下流水路の復旧工事です。令和5年度中に実施設計と復旧工事が行われる計画になっております。

なお、表の下には位置図をつけております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○11番 この提案は、本来、町ですべきものだが、なかなか高度なレベルの技術的なこともあるというようなことから、県にお願いをするという内容の提案だということでもいいわけですね。それを簡単に確認しておきたい。それは、大変賢明なご判断だと思います。

そこで、今回、鏡沼のいわゆる正式な施設の名称は、大光院1号でしたっけか。ということになるわけですが、ここが、ご案内のとおり決壊をしたという、下流域の住民の方に、床上、あるいは床下、土砂等の広大な被害があったこともご案内のとおりです。

今回、提案は、今申し上げたような、町ではなかなか技術的におぼつかないというか、県にお願いするということだということ、ここだけ、まず最初、お聞きしますか。そうしてから再質問しましょう。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 このたびの災害復旧の委託についてでございますけれども、市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインというものが、このような資料がございますけれども、これによりますと、災害復旧工事につきましては、大規模で難易度が高く、また高度な技術力を要する場合、国や県が災害復旧事業の権限代行を行うことができるというふうになっております。

今回の鏡沼や大沢堤のため池災害につきましては、災害復旧の基本となります原形復旧では再被害や将来の住民の安全が見込めないということで、現行のため池設置基準が、今の鏡沼、大光院堤の設置した時点よりも、より高度な基準となっておりますけれども、それに基

づいて復旧が必要であるというふうに、県及び東北農政局の調査で判明しております。

このようなことから、高度な判断と設計、そして施行が必要ということで、山形県から全面的なご協力をいただきまして、協定書を結びながら、委託契約を結び、復旧を進めているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 技術的なことは担当課長で十分理解したわけですが、ここで町長にお尋ねしたいんですけども、今、所管課長は、原形復旧でなくて、改良復旧という言葉は口にしませんでしたが、単純に原形復旧ではないと。ただ、単純に見れば原形復旧かなというふうに思うわけですが、その辺は町長どうなのかということが、まず質問の内容です。

そこで、議長、ちょっとお話は飛躍しますけれども、昨年11月22日の全員協議会で、私は、改良復旧という言葉があると、3つの堤が、繰り返し申し上げるまでもなく、内山沢がある、新八がある、そして鏡沼、大光院1号があると、約160町歩の面積に、そこだけに雨が降ったわけではないけれども、それを受け切れない、結果的には内山沢と新八は残ったものの、大光院1号、鏡沼に来ちゃったと、受け切れなかった。

さらに、問題は、内山沢排水路でしたか。これは、何回もご案内を申し上げているとおり、歴史的な遺産ですよ。これは、元議員、何回もご紹介申し上げておりますが、大竹貫一さんが白川土地改良区の当時の理事もされておって、国営事業に、内山沢排水路というものは、町でやったんでなく、白川の国営事業に抱き合わせて、当初、計画なかった国営事業に追加をされた、非常に大きな財産だと。ところが、私も現場、行きましたけれども、流木等で飲み切れなかったと、この辺が下流の被害を大きくした理由の一つだと。

しかし、今回のような雨ですと、大竹貫一さんがせっかく造っていただいた内山沢排水路だけでなく、町長も感じられたとおり、もっと心配をなくすような手だてが必要だということで、原田町長は、どんなことが起こってもしっかり対応できるような防災対策をやっているかなければならないと思っています。これは原田町長が言ったんですよ、去年の11月22日。そして、さらに、もう一つ、都市の排水、治水計画、こういったものと一体的に取り組んでいく必要があろうと思いますので、災害復旧のみならず、今後の大雨に対応する治水対策、都市下水対策等も含めて検討していくと。かなり、夢というよりも、町長の言葉としては、期待しますよね。これ、その後どうなりましたか。

○議長 原田町長。

○町長 今回、提案させていただく大光院堤1号の復旧につきましては、原状復旧にプラスし

て、堤体の強靱化、また、洪水吐きの拡大、さらには、緊急放水路等、対応して、大雨が予想されるときには大光院堤の水位を下げるという、そういった整備も県のほうから準備をさせていただいているところでもあります。

ただ、今いただきましたように、内山沢全体の排水計画をしっかりとやらなきゃいけないということで、これについても、県が主体的に、内山沢周辺全体の排水計画について令和5年度に検討を進めていただくということをいただいております。

また、あわせて、都市部におきます雨水排水、これについても、雨の降る量などについても一度調査をする必要があるということで、令和5年度の予算の中に、雨量といいますか、雨水計画の見直しなども入れ込ませていただいているところでございます。今後とも検討させていただくということであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町長の答弁で、気持ちは分かるんですが、繰り返し申し上げますが、先ほど申されたようなことは、これ、町単独ではかなり難儀な技だと思うんです。ですから、私は、11月22日ですよ。今、3月の末ですよ。11、12、1、2、3、この4か月の中で、町長は、ある意味、政治的なことも大いに必要でしょう。どういう動きをされましたかと、こういうことを聞いているんですよ。この3回目の質問すぐ終わりますけれども、どういうところに交渉して、どういう見通しが立ったんだと、これを聞いているんですよ。

今の話ですと、大変だった、業務は委託契約を結ぶ、県に、大変だから何とかしてくださいよと、吉村知事に言ったのかな。よく分からないけれども。検討してもらうんだと、これだけの動きだったんですか、原田町長。これは、ちょっといただけないでしょう。この議事録を起こしたやつ、私あるんですけどもね。私、だから言ったでしょう。私が、原形復旧でなく改良復旧という言葉があるとすればどうなんだというふうに柔らかく申し上げたところ、私がお聞きした以上の、すばらしい答弁をされているわけですよ。その後どうやって動いているんだと、そういうことですよ。

議長、提案されているのは、県との委託契約ですよ。しかし、関連して、これは町民大いに期待したいという関心のあることですし、我々も。この答えはどうなんですか、これ、議長。議長も一緒に、何回となくご陳情されたでしょう。どうなの。ただ県にお願いすると、これでは町長、いただけませんよ、これ。どうなんだと、こういうことですよ。言い訳でなくて。この原田町長ご自身が言われたものを具現化するには、かなりな、私は、俗に言う政治力、いろいろ必要だと思いますよ。これ全然していないんでないですか、これ。というふ

うに言わざるを得ないような答弁なんです、されているんですか。そこですよ、議長。そこをお尋ね申し上げます。

これ、やっていなかったらやっていなかったで、これ困るわけだけれども、やってくださいよ、これ。それを聞いているんですよ。議長、簡明に、ですから、お昼になっちゃうから、そこを聞いてください。言い訳でなくて。繰り返し読みませんよ、これ。原田さん、町長、町長がお答えになったほうがいい。私は、だから、褒め殺しでないけれども、言ったでしょう、素晴らしい考えを持っているなど、俺が考えている以上なんだと。これ、町長が申されたんです。4か月になっているんですよ。4か月っちゃん長いですよ。どういう動きをされたんですか、誰と、具体的に。お聞きしたいですね。ここですよ、議長。県に頼んでいるんだというだけの答弁だとすれば、これはおかしい話ですよ。あまり引っ張っちゃうとあれだから、それだけ。

これ、ここでの、原田さん、町長、ここでの、口先三寸なんて言わないけれども、ここだけのことだけでなく、ご回答が出なければ、すぐにですよ。これ議会最終日ですが、文書でもって、具体的な計画なり、時系列的に動きを提出していただきたい。議長、それを求めます。

これ、明日から選挙だというときに、町民に説明できませんよ、これ。私はずっと歩いてるんだ、原田町長ってすごいなど、俺が考えている以上の改良復旧、素晴らしいことをやるんだと、心配するなど、枕を高くして寝ていいよと。これ、うそになるじゃないですか、これ。説明を求めます。言い訳でないよ、議長。なければ、ちゃんとした、時系列的な文書での動きの請求を議長申し上げます。責任を持ってご回答ください。まず答弁してください、言い訳でなくて。全部、県に丸投げ。おかしい話じゃないんですか。あなたご自身が答えた内容について丸投げじゃ、県も困るでしょう。お答えください、原田町長。

○議長 原田町長。

○町長 11月に報告させていただいたように、今回の大雨のようなことが、再度、発生しないということはないわけでありまして、それに対応できるような排水計画をつくっていかなくちゃいけないという考えで答弁をさせていただきました。

それにつけても、3つのため池を有効に活用し、さらに、排水路を整備することが必要であるということで答弁をさせていただきまして、その検討について、令和5年度、県と協議をしながら、検討、計画を立てるというふうに段取りをしているところでございます。

さらに、国等の支援等が必要な場合には、積極的に要請活動をさせていただきたいと思っ

ております。

○議長 暫時休憩します。

(午前 11時48分)

○議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前 11時51分)

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前 11時52分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議第38号 令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託契約
の締結について

○議長 日程第4、議第38号 令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第38号 令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、内谷農地林務課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命により説明いたします。

議第38号 令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託契約の締結について。

山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱に基づき申請した令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業について、下記のとおり委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業委託。
- 2、契約の方法、山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱による契約。
- 3、契約の金額、金5,242万8,000円。
- 4、契約の相手方、山形市松波2丁目8番1号、山形県知事、吉村美栄子。

令和5年3月22日提出、川西町長名でございます。

裏をご覧ください。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

2枚目をご覧ください。

仮契約書となります。

事業の名称、令和4年発生大沢地区農業用施設災害復旧事業。

期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

契約料、金5,242万8,000円、うち、消費税及び地方消費税の額476万6,181円。

契約保証金、免除。

頭書事業について、委託者、川西町長、原田俊二と、受託者、山形県知事、吉村美栄子は、次の条項により受委託契約を締結する。

以下、条文の読み上げは省略させていただきます。

裏面をご覧いただきたいというように思います。

12条の効力の発生です。

この契約は、この契約締結後における最初の川西町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

令和5年3月22日、委託者、川西町長、受託者、山形県知事。

なお、3枚目につきましては、災害復旧事業の工程計画になります。

大沢地区の災害復旧事業は、2つに区分されております。

1つ目が、大沢堤1号の本体の災害復旧工事で、令和5年度につきましては、実施設計と堤体の復旧工事が行われ、残った工事と湛水試験が令和6年度に行われる計画です。

2つ目が、大沢堤3号の洪水吐きと下流水路の復旧事業です。令和5年度中に工事が行われる計画となっております。

なお、表の下には位置図をつけております。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○11番 町長、全体的なことで、原田町長、町の行政側の対応について、ちょっと注文だけつけておきたいんです。何だかといいますと、ああいうような大災害があったでしょう。そうすると、その担当課だけでは手が回らないので、猫もしゃくしもじゃないけれども、現場などもちょっと精通していない人も手分けをして、そして、いち早く状況を把握し、これも一つだったと思うんです。

その後、どこが窓口なんだということになれば、農地林務課なり地域整備課なりと、仕分けになってきましたけれども、元の部分の最初の出発は、安全安心課ということだったでしょう。全てはないけれどもね。今日は、主幹、出席なんですけれども、安全安心課が、手は離れたでなくて、何でもかんでも大変でしょうけれども、そういうような窓口にしたとすれば、その中で大まかな区分けというか、何か分かるような、現場の細かいのは分からなくても、そういう体制を私は、理想的かもしれないけれども、望むわけですよ。

つまり何だかという、問合せをしたときに、あそこのところと言ったとき、私、ある現場、結構案内したんですよ。誰でもいいからということで、カメラ持ってきてくれということで。それをずっと追跡して、それはどうなったんだということ、あれと、こういう、前山主幹なんかは精力的にお答えいただきましたけれども、そうでなく、情報切れるところあるんですよ。これでは困るわけなんで、ぜひ、主体は、これは農地林務課は分かりましたよ。町

できないから県、これも分かった。ただ、ちょっとその大本の安全・安心という部分で、その窓口を、その当時副町長も本当に、かなり全て国会議員の昼間の段取りまでしたところを私、現場、見ているわけですが、ただ、その分担的に、そここのところを、ひとつ機能が、そこで終わったでなくて、引き続きそういう概略を把握しつつ、そして、その動きなども見ていただけるような、そういうことだけは、ぜひひとつ、大変でしょうけれども、職員の方に徹底していただければ、連絡するほうは、繰り返しになりますけれども、あのとき、行ってくれた人となるわけ、その人は、また別な、元の仕事に戻るわけだから、それは分かるわけけれども、その辺、把握されるようなことにお願ひすればと、これは副町長にちょっとお尋ねしますか。

○議長 鈴木副町長。

○副町長 災害ということはやっぱり非常事態でございますので、所管課がどうのこうのということではなくて、今おっしゃられたとおり、安全安心課は総まとめというようなことで、それぞれ、俗に言うトリアージというか、そういう差配はさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、総体的なスタッフは今のところはちょっと少ないものですから、他課の協力も得ながら、全体的に、全庁一体として対応に当たっていきたいと思いますが、総取りまとめ、総元締めは安全安心課には間違いございませんので、お話もあつたように、対応に努めてまいりたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ありがとうございます。

副町長おっしゃるとおりで、何もかにもスタッフがいないなかで、いるわけでないけれども、そういうように。そして、また、例えば、駄目押しで申し上げますと、これからの、さっき町長があつた、改良復旧などについてやっていくと、今度は専門的な、これはまちづくり課になるのかどっかになるかと、こうなるかもしれませんけれども、ばはっとこんな感じになるなという、それぐらいのことが、ひとつ、事務方の担当であっても、情報共有して、町長中心に、こういう、いわゆる改良復旧に向かうんだとか、あるいは、こうなっていくんでないかというぐらいは、ぜひ、この辺ひとつ、副町長よろしくお願ひしたいと、以上です。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎置賜農業高等学校存続に関する特別委員会報告

○議長 日程第5、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長より報告を求めます。

置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長島貫 偕君。

5番島貫 偕君。

(置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長 島貫 偕君 登壇)

○置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長 今日の出番が多くて、3回目の登壇になりました。

私から、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された事件の調査が終了したので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書を別添のとおり提出いたします。

1ページをお開き願います。

1番、付託事件、2、委員定数、3、委員氏名、4、設置期間、5、本特別委員会の設置に至る経過、6、調査経過については、記載のとおりですので、ご確認をいただきます。

7ページをお開き願います。

調査結果について申し上げます。

置賜農業高等学校存続に向けた取組として、期成同盟会設置等を念頭に活動してきた。しかし、当初の学校再編に関して山形県教育委員会が修正したこともあり、存続を求めることに変更はないが、それに合わせた取組となった。

関係する同校同窓会、山形おきたま農業協同組合、川西町商工会、NPO法人えき・まちネットこまつ、同校、町当局と協議を重ねた結果、町内だけではなく、広く置賜地域の農業

者を育てる機関であるという考え方に立った運動をしていくことが重要である。しかし、範囲が広くなることで運営も厳しくなると考えられることから、関係機関団体と十分協議し、連携を図りながら進める必要がある。

以上、本特別委員会の調査結果といたします。

本資料に戻っていただきますと、都合30回の会議を開きました。よくもこんなに集まったものだなと今さらながら思っております。ありがとうございました。

○議長 置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 まず、特別委員長の島貫 偕議員には、心からご苦労さまでしたというふうに申させていたきたいと思えます。

最初に、委員長にちょっとお尋ねしたいんですけども、やはり、議会で特別委員会をつくることによって、学校側との接点も多くあったし、あるいは、関係する団体との会合も、特別委員会があるがゆえに、特別委員会命で招集を申し上げ、出席していただき、公式ないわゆる意見交換をキャッチボールすることができたということで、大変、置農というものについて、今まで以上に接する機会、あるいは関心を持っていただける機会が多かったのではないのかなというふうに、私は体で感じるわけですが、委員長はどういうご感想をお持ちなのかお尋ね申し上げたい。

その間の中で、共進会、鹿児島のように委員長自ら常任委員会をリードされて行くなり、あるいは、原田町長の特段の了解のもとで、懸垂幕、ああいうようなものも新庁舎に設置する、これはやっぱり、町長、非常に町民も今まで以上に関心を持っていただいているのではないかなというふうに思うわけですが、委員長に対する質問ですから、どうですか。内閣でいえば支持率が上がるという言葉がありますが、いわゆる関心が高まったような感想を私は持つんですが、委員長はどうですか。

○議長 島貫委員長。

○置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長 どうもありがとうございました。

向こうで、やっぱりコメントをもう少し長くするべきでした。大変めでたいことに、平たく言えばべこが鹿児島共進会で出品されるというようなことで、産経委員会で応援に行ってきました。28頭のうち、24校のうち14位というようなことで、そこその成績を上げられたのかなと思います。

それで、そういう話ではないんですけれども、存続に向けた活動ということで、一時クレームがつかしました。廃止ということが決まったわけでもないのに存続とはいかがなものかと、個人の見解だといえればそれまでですけれども、私から言うと、農協が各支所を廃止した段階で、廃止になってから存続運動を立ち上げたというのがあるんですよ、結果が出てから。それを見ていますんで、おかしいなといったときに存続運動をするべきだというような個人的な見解がありまして、今回はそういうことになったのかなと。

あと、存続に向けては、これから、我々が含めて、少子、高齢者、子どもが少なくなってきましたんで、校長との話合いの中では、応募者の数の問題と、例えば、1学級40人に対して、過半数の25人は取りあえずは応募するように頑張ってくださいという申入れがありました。そういうようなことになっていますから、見込みからいうと、25人を20人、20人、20人といくと30人学級になるのかなというようなことが想像されます。今のところ、まずなんとかなっていますというのが私の見解。

気の毒なことに、あまりよその学校は言いたくありませんが、小国高校に対しては40人学級で応募者がたった2人というようなことのマスコミ報道がありました。そうならないように、我々、川西町は、米とべこの町だという持論がありますんで、何せ置農はよいところだよと、あともう一つ、それで、存続というばかりでなくて、やっぱり委員の中からも、周りからも、ポイントが欲しいものだという言葉が多くありました。例えば、女生徒だったら栄養士の資格を取れるとか、今、最近、男だったらドローンの免許というか資格が取れるとか、単純に資格を取るといっても、今、ドローンは40万ですから、半額、学校で補助する、町で補助するとかというような動きになるのかな、ならないのかなというような考え方もあります。

いずれにしても、今の任期は、今日の議会をもって、議会は、委員会はありますけれども、議会は終わりになるようですので、新しいメンバーで、今、私が申しあげましたような半分ぐらいは、置農存続のために引き継いでもらえれば幸いかなと思っております。ありがとうございました。

○議長 高橋輝行君。

○11番 今、委員長、申されたとおりで、町長、委員長に対する質問になりますけれども、本当に関心が高まったなど。それから、私が、情報じゃないけれども、間もなく改選期にチャレンジされる新人の方は、ホッケーというようなことで、非常にそういうことについて関心の高いというか、精通している方が立候補するやに聞いております。そういう人が加われ

ば、さらにまた置農に対する関心というものが高まるんでないかなというふうに思います。

私も当選できるかどうか分かりませんが、一緒にバッジをつけることができたとするならば、やっぱり島貫委員長には引き続きご当選いただいて、そして、この特別委員会を第2のステップに願えればいいなというふうに思っておるところです。

資格の問題でましたけれども、これ非常に、議運委員長の伊藤 進議員なり、副議長の寒河江 司さんなり、資格というのは非常に、一つの話をしたら次ということで、ここまでは今回いけませんでしたが、次の会はそこができればいいなということで、最後に、教育長、ちょっとお尋ね申し上げますけれども、今まで以上に、どうかひとつ、共有する情報を持っていれば、さらに関心が高まるんでないかというふうに思うわけですが、ちょっとコメントだけいただいておりますか。

○議長 教育長への答弁は求められませんので、ご了承願います。

ほかに。

(な し)

○議長 ほかにないようでありますから、委員会報告を終わります。

なお、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会は、調査が終了いたしましたので消滅いたします。長期間、誠にご苦労さまでした。

◎主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会報告

○議長 日程第6、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび、調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長より報告を求めます。

主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長報告 淀 秀夫君。

10番 淀 秀夫君。

(主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長 淀 秀夫君 登壇)

○主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長 私から、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会報告を申し上げます。

本特別委員会は、付託された事件の調査が終了したので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書を別添のとおり提出いたします。

1 ページをお開き願います。

1、付託事件、2、委員定数、3、委員氏名、4、設置期間、5、本特別委員会の設置に至る経過、6、調査経過については、記載のとおりですので、ご確認願います。

11ページをお開き願います。

7、調査結果について申し上げます。

令和3年3月30日に、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠の川西町側が、道幅も狭く、急カーブ、急傾斜なことから、本路線の重要性を鑑み、整備促進を図るため特別委員会を設置しました。以来、県当局、関係県議会議員への要望活動を実施するとともに、飯豊町や主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備促進期成同盟会と懇談会を開催してきた。その活動の発展により、県議会県政クラブの国土交通大臣要望や、本町重要事業要望を盛り込まれた。さらに、中津川橋のケーブル損傷時、飯豊町高峰地内の雪崩発生等災害発生時に菅沼峠が迂回路となるなど、本路線の重要性について認識を深められた。

今後も整備促進の取組が継続され、一日も早く安全な通行が確保されるよう期待するものである。

以上、本特別委員会の調査結果の報告とする。ありがとうございました。

○議長 主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 これも委員長報告でありますから、淀委員長に簡単にお答えいただければなということ、お尋ね申し上げたいと思います。

先ほどの置農の特別委員会同様、やはり議会で特別委員会をつくることによって、今まで以上に菅沼峠について関心が高まったんでないかと。さらに、淀委員長の報告のとおり、関係議員という県会議員の話ですが、これは、考えてみれば、選挙区は、高畠、川西の選挙区の2人の県会議員がおるわけで、それで事足りるわけですが、米沢のほう、さらに西置賜、さらには、かなり政局的なことになりましたが、吉村知事を支援する県会議員といいますが、山形の県会議員などにも手を伸ばし、これは非常に効果があったというふうに思うわけですが、淀秀夫議員も、新聞等を見ますとご勇退ということですから、この際、ひとつ後輩に何かアドバイスをさせていただける意味で今お尋ねしておきたいんですが、どうですか。

今回、非常に関心が高まり、いま一步というところまではいかないかもしれないけれども、継続して運動する、この大切さは私も感じたんですが、淀委員長はどうだったのか、お尋ね申し上げたいと。

○議長 淀委員長。

○主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会委員長 今、高橋輝行議員から質問ありましたとおり、やはり、ここは、普通は町道だったんです、昔はね。それが県道になったものですから、県会議員に、我々、全部行きました。そして、いろいろと話を聞いて、県会議員のほうで一般質問をした人は青木さんらしいんですね。それで、そういう人じゃ、県会議員の人たちも、菅沼峠に関してはあまり分かっていなかったようですね。それで、今回は、今、高橋議員から出ましたように、淀はこの際、引退するという話が出ましたものだから、それは、この運動はまだ続けなけりゃならんわけですよ。そういう意味では、高橋議員から言われたように、私も、議員は辞めても踏ん張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかにないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会は、調査が終了いたしましたので消滅といたします。長期間、誠にご苦労さまでした。

◎中心市街地活性化調査特別委員会報告

○議長 日程第7、中心市街地活性化調査特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、中心市街地活性化調査特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび、調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

中心市街地活性化調査特別委員会委員長より報告を求めます。

中心市街地活性化調査特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(中心市街地活性化調査特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○中心市街地活性化調査特別委員会委員長 私から、中心市街地活性化調査特別委員会報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された事件の調査が終了したので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書を別添のとおり提出いたします。

1 ページをお開き願います。

1、付託事件、2、委員定数、3、委員氏名、4、設置期間、5、本特別委員会の設置に至る経過、調査経過については、記載のとおりですので、ご確認願います。

4 ページをお開き願います。

7、調査結果について申し上げます。

今回の調査で、中心市街地活性化に関する商工会青年部との意見交換会、株式会社まちづくりサポートセンター代表取締役佐藤克也氏の「中心市街地の賑わい創出に向けて」の講演、岩手県紫波郡紫波町のオガール紫波の視察等を行ってきた。

中心市街地をどのようにしていくか、子育て関連施設、人口増への取組など、住民生活にとって重要なことを十分協議しながら進める必要がある。また、中心市街地活性化に向けたグランドデザインづくりを手がけてくれる企業進出なども、これからのまちづくりの手法として考えていく必要がある。

以上、本特別委員会の調査結果の報告といたします。ありがとうございました。

○議長 中心市街地活性化調査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

(な し)

○議長 別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、中心市街地活性化調査特別委員会は、調査が終了しましたので消滅といたします。長期間、誠にご苦労さまでした。

◎発議第1号 川西町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

○議長 日程第8、発議第1号 川西町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

○7番 それでは、私から説明いたします。

発議第1号 川西町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

本日付提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

提出理由につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を定める必要があるため、提出するものであります。

内容につきましては、お手元の発議第1号資料、川西町議会の個人情報の保護に関する条例の概要により説明いたします。

1、制定の趣旨であります。個人情報の保護に関する法律が令和3年5月に改正され、これまで各地方公共団体が独自に条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通の規定が令和5年4月1日から適用されることになりました。

ただし、地方議会は法の適用除外となるため、議会における個人情報等の適切な取扱いに関し独自の条例を定めるものであります。

次に、2、条例の内容について説明いたします。

(1) 議会の責務。

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(2) 個人情報を保有するに当たっての利用目的の制限。

議会は、法令の規定により、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し個人情報を保有しなければならない。

(3) 個人情報の不適正な利用の禁止、適正な取得。

議会は、違法、または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、偽り、その他、不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(4) 保有個人情報の安全管理と、それに係る事態が生じた場合の通知。

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、保有個人情報の安全の確保に係る事態が発生した際は、本人に対し通知しなければならない。

(5) 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用、提供の制限。

議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表。

議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて帳簿を作成し、公表しなければならない。

(7) 川西町個人情報保護審査会への諮問。

議長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、または開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、川西町個人情報保護法施行条例に規定する川西町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、同審査会に諮問することができる。

(8) 罰則。

罰則を次のように定める。

職員、もしくは職員であった者等が、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したときは、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金。

職員、もしくは職員であった者等が、保有個人情報を自己、もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金。

職員が、その職権を濫用して、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金。

偽り、その他、不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料。

(9) その他。

開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権に関する手続等を規定。

なお、開示請求に係る手数料の額は無料とする。

次に、3、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、私からの説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第2号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第9、発議第2号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

○7番 それでは、私から説明申し上げます。

発議第2号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

本日付提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

提出理由につきましては、議員定数の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものであります。

川西町議会委員会条例の一部を改正する条例。

川西町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7人」を「6人」に改める。

附則。

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

以上、私からの説明といたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第3号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第10、発議第3号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、広聴広報常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎議長あいさつ

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

この際、議員任期最終議会の閉会に当たり、川西町議会運用例第1章第32項の規定により、本職並びに副議長から一言あいさつさせていただきます。

暫時、席を離れます。

議員の任期最終日の議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

令和3年1月の臨時議会において、故加藤前議長の後を受け議長に就任させていただき、職責を果たしてこられましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。力量不足で、議員の皆様方にはご迷惑等があったと思っておりますけれども、ご勘弁願いたいと思っております。

任期もあと1か月足らずとなりましたが、各現職議員の皆様も、再度、立候補を表明された方々、またこの議場で活発な議論ができるよう、ともに頑張ることをご祈念申し上げまして、また議場で再会できることを楽しみにしながら、最終の議会のごあいさつといたしたいと思っております。本当に最後までありがとうございました。(拍手)

◎副議長あいさつ

○議長 続いて、副議長にあいさつをお願いいたします。

副議長、寒河江 司君。

○副議長 副議長を辞任するに当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

令和4年8月の臨時議会におきまして、皆様方の温かいご支持により副議長の要職に就任させていただきました。短い期間ではありましたが、至らぬ点が多々ありましたにもかかわらず、曲がりなりにも進めることができましたことは、議長をはじめ、先輩、同僚議員のご指導とご協力のたまものであります。ここに謹んで厚く御礼を申し上げますと同時に、議員各位のご高配によりまして重責を果たし得たことに感謝の念でいっぱいであります。

副議長を辞任いたしましても、なお一層、本町の発展と住民福祉の向上に献身する所存でありますので、一層のご指導とご鞭撻をくださいますようお願い申し上げまして、辞任のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和5年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでございました。

（午後 1時53分）